

議案第104号

大口町福祉手当支給条例の一部改正について

大口町福祉手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年11月27日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、災害その他やむを得ない理由により大口町福祉手当の申請ができなかった場合の支給月の特例を設けることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町福祉手当支給条例の一部を改正する条例

大口町福祉手当支給条例（平成12年大口町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により第5条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により申請をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大口町福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）第8条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新条例第5条の規定による申請をすることができなかつた場合について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由で令和2年4月10日から施行日の前日までの間に生じたものにより改正前の大口町福祉手当支給条例第5条の規定による申請をすることができなかつた場合については、新条例第8条第2項の規定を適用する。この場合においては、同項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内（その理由のやんだ日が大口町福祉手当支給条例の一部を改正する条例（令和2年大口町条例第号）の施行の前日である場合には、同日後15日以内）」とする。

大口町福祉手当支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(支給方法)</p> <p>第8条 手当の支給は、受給資格者が第5条の規定により町長に申請した日の属する月の翌月分からとし、手当を支給すべき事由が消滅した場合は、当該手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分までとする。</p> <p><u>2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により第5条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。</u></p> <p><u>3 手当は、毎年7月、11月及び翌年の3月の3期に、それぞれの月までの分を支給する。ただし、前までの支給月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が途中で消滅した場合におけるその期の手当は、その支給月でない月であっても支給することができる。</u></p>	<p>(支給方法)</p> <p>第8条 手当の支給は、受給資格者が第5条の規定により町長に申請した日の属する月の翌月分からとし、手当を支給すべき事由が消滅した場合は、当該手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分までとする。</p> <p>2 手当は、毎年7月、11月及び翌年の3月の3期に、それぞれの月までの分を支給する。ただし、前までの支給月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が途中で消滅した場合におけるその期の手当は、その支給月でない月であっても支給することができる。</p>

改 正 要 旨

1 改正の目的

災害その他やむを得ない理由により大口町福祉手当の申請ができなかった場合の支給開始月の特例を設けることに伴い、この条例の一部を改正します。

2 改正の概要

大口町福祉手当は、障がい者の福祉向上に資することを目的に町独自の手当として支給していますが、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言（愛知県独自宣言も含む。）が発出され、不要不急の外出の自粛をすることに伴い、大口町福祉手当の申請に遅延が発生した場合等に対応するため、現行は申請をした月の翌月から支給となるところ、災害その他やむを得ない理由により申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に申請をしたときは、申請をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めることとします。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、令和2年4月10日以後にやむを得ない理由により、申請ができなかった方については、この条例の公布の日から15日以内に申請をすれば遡って支給することとします。